

木更津市議会 意見公募

(パブリック・コメント)

下記の条例に対する意見公募手続の結果を公表いたします。

政策等の題名	木更津市議会基本条例について
政策等の公表日	平成30年3月13日
意見提出期間	平成29年11月10日～11月30日
担当課	木更津市議会事務局 TEL：0438-23-7185
策定の趣旨・目的・背景など	木更津市議会では、市民の負託に応え、福祉の向上及び地域社会の活力ある発展に寄与していくため、議会及び議員の責務、役割及び活動原則を明らかにし、議会の基本となる事項を定める「木更津市議会基本条例」を策定しました。 この条例の素案に対する市民の皆さんから意見と、意見に対する市議会の考え方を公表します。
定めた政策等	別添のとおり
資料の入手方法	この案件について、同じ内容をホームページに掲載しています。 また、議会事務局（駅前庁舎）・行政資料コーナー（朝日庁舎）・図書館・市内の各公民館でも閲覧できます。
提出された意見の件数と人数	11件 4人 （件数の数え方が難しいものは1件としています。）

提出された意見の概要と、意見に対する市議会の考え方

提出された意見	意見に対する市議会の考え方
公民館、コミュニティーセンター等で議会報告を行って欲しい。	第11条に市民の参画として規定しました。現在は市議会だよりの発行等により議会活動をお知らせしていますが、今後の方策について検討していくうえで、参考とさせていただきます。
支持している議員だけでなくより多くの議員の意見を聞く機会を得たい。	第11条に市民の参画、第12条に広報活動として規定しました。現在は市議会のホームページに、各議員の発言を記録した会議録や、議案に対する議員別の表決結果を掲載していますが、更なる方策を検討していくうえで、参考とさせていただきます。
大災害が発生した場合等市役所等公共施設自体が機能不全になる場合がある。バックアップシステムとして離れた地方との姉妹都市関係を作っておく必要があるかと思います。	第7条に市長等への政策立案等について規定しました。議会においては、友好都市の取り組みを始めております。今後、政策立案等を行っていくうえで、参考とさせていただきます。
政策研究会は全ての議員の議論の場を作る。	第7条に政策研究会の開催を規定しました。具体的な運用については、個々の案件に鑑み、参加する者や方法等、より良い形で研究を進めてまいりたいと思えます。
市民に対し積極的に必ず議会報告会をして下さい。そこで全議員と市民との意見交換の場を設け市民の意見を吸い上げ政策を実現してください。	第11条に市民の参画、第3条に政策立案等への反映として規定しました。今後、本条例に則り、具体的に運営していくなかで、参考とさせていただきます。
政務活動費は領収書だけではなく、内容もしっかり公表する。会派議員の視察について全面公開、視察に参加した議員は市民に報告する義務と費用の公表をする。	第9条に政務活動費を規定しましたが、細かい規定は別の条例や規則で定めています。現在、ホームページで収支状況を公表していますが、引き続き市民の皆さんのご意見や他市等の動向を見ながら、改革を進めてまいります。

提出された意見	意見に対する市議会の考え方
賛否を公表することはとても良いことです。可能であれば理由も公表してほしいです。	第12条に広報活動として規定しました。現在は市議会ホームページ及び市議会だよりで表決結果を公表していますが、更なる方策を検討していくうえで、参考とさせていただきます。
健康、健全 街 造り 近代化の遅れが多い、街の、内向きを直す	第7条に市長等への政策立案等について規定しました。今後の議会の活動において、参考とさせていただきます。
国際、海洋都市宣言 埠頭整備完了から今後の対応市民の参加 意見、提案	
<p>●現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各定例議会での審議内容、案件は事前に議員に配布 (何日前か分からない? 指定日ありか?) (議員の市民への説明会等の時間的余裕は?) (市民の関係資料請求を議会事務局は拒否) ・議員は審議・質疑内容の通告(通告日指定?) ・市民には議会開会日を持って各公民館等に審議案件を1部配布 ・本会議まで約1週間休会 ・本会議及び各委員会での傍聴・・・案件配布拒否 本会議のみテレビ中継 ・数日後各議員質疑内容は録画で確認可能 ・数ヵ月後「議会だより」発行 <p>以上が議会・事務局と住民の関わり方である。 議会との住民の関わりはほとんどないのに等しいのが現状である。</p> <p>1 問題意識・・・総論</p> <p>① 現状認識</p> <p>i 二代表制 ii 情報公開 iii 市民参加 三点について評価はどうなっているのか、その認識についてどこかに公表していますか。 ご教示ください。</p> <p>② 問題点</p> <p>i 議会での論戦の脆弱性 ii 緊張感の欠如 質疑がお互いに「質問書」と「答弁書」を読み合っているようで「なれ合い」のようにみえる。評価はどうでしょうか。</p> <p>③ 条例はよりよい議会をめざしているか</p> <p>i 現状の仕組みを「文章化」した追認案ではないか ii 何を目的にしたか意図がはっきりしない</p>	<p>・現時点において評価は行っておりませんが、今後も市民の皆さんの意見等を聞きながら、議会の活動を行ってまいります。</p> <p>・第3条に議会の活動の原則について、第5条に議員の活動の原則について規定しました。市民から選出された議員が疑問や要望をしっかりと伝え、それに対し市長等が責任ある回答や対応を行えるよう、一問一答の導入等を経て現在の仕組みに至っていますが、今後も市民の皆さんのご意見を参考に、より良い方法について、検討してまいります。</p> <p>・本条例は議会の理念・目的や基本的事項をこれまで進めてきた改革も踏まえまとめました。条例を制定することが目的ではないので、今後も引き続き活動を進めてまいります。</p>

提出された意見	意見に対する市議会の考え方
<p>以上から、年4回の定例議会のそれぞれの議会の特徴と案件の内容を市民にはわかりやすく「議会の始まる1週間前」には「情報公開」するのが前提になる。</p> <p>タブレットを議員に配布しても何のメリットはない。</p> <p>議会事務局等の事務方の負担増になる。</p> <p>卑近な例で申し訳ないが私の職場（国家公務員）は2000年からペーパーレスでした。</p> <p>IT化のメリットは行政・議会・市民、住民との相互即応性であり、部内だけの情報では共有ではない。</p> <p>単なる事務の「手書き」から「入力」化に過ぎない。</p> <p>議会・市民、住民との連携の展望を示すべきである。</p> <p>【結論】</p> <p>今後、IT化のスピードは計り知れない。今日的課題からの「条例」制定には思えない。よって、市民参加の「検討委員会」を立上げ「住民感覚」からの「議会のあり方」を検討し、条例化に向けて踏み出すことを提案します。</p> <p>以下次善の策としての「提案・意見」です。</p> <p>2 提案と意見</p> <p>① 前文は制定の意義を現状分析、地方自治、住民民主主義、二元代表制などをふまえた品格のある内容にする。</p> <p>② 3. 本市議会の活動の原則 議会として議案の情報提供は議会の始まる前に市民に知らせるシステムが必要。最低でもホームページには議会が始まる前に議案内容をアップすることを明記する。</p> <p>③ 4. 委員会等の活動 議会傍聴、委員会傍聴の際には案件の内容を傍聴者にも提供することを明記する。現行は委員会終了後も資料提供はない。</p> <p>④ 5. 議員の活動の原則 質問内容に時間を取られ肝心の住民の声を反映させる時間的余裕がないように感じられる。質疑時間を1時間に限定することはない。</p> <p>審議案件の内容が上程日終了後「公民館等」に一部公表されるのみであり、市民は質疑に参加出来ない。ただ、議会を見守るだけ。これでは市民力の発揚にはならない。</p> <p>せめてタブレットに流れた段階でホームページにアップするなり公民館にあるディスプレイで見られるようにする。</p>	<p>・議会の運営には市執行部も含め相応の経費や労力が掛かります。本年度、タブレットを導入したことにより、紙の削減だけでなく、執行部や事務局の事務作業の軽減につながりました。今後もより効果の上がる運用を図っていくとともに、経費や労力の削減、効果的な議会活動を目指し、継続的に取り組みを進めてまいります。</p> <p>・第11条に市民の参画、第12条に広報活動を規定しました。今後、本条例に基づき活動を進めていくうえで、参考とさせていただきます。</p> <p>・前文では、議会の使命や理念をまとめました。</p> <p>・昨年12月定例会からホームページに議案の掲載を開始しました。</p> <p>・第11条第2項に市民の参画、第12条に広報活動として規定しました。本条例を運用していく中で、具体的な方策等、検討してまいります。</p> <p>・議会の運営には、市の執行部も含め相応の経費や労力が掛かるため、単純に時間を延長することは難しいと考えます。第11条第2項に市民の参画、第12条に広報活動として規定しましたので、本条例を運用していく中で、具体的な方策等、検討していきたいと考えます。</p>

提出された意見	意見に対する市議会の考え方
<p>⑤ 7、8 政策立案など 政策立案、政策研究など大いに保障する仕組みは歓迎する。が具体的な姿が見えない。議会の権限強化とは何か。 議員サイドから対案や、緊張感のある質疑こそが議会の権威を高める。市民から信頼と頼りにされる議会こそ探求すべき課題である。そうでなければ絵に描いた餅です。 議会内での研究と同時に市民・住民の参加を保障する仕組みが必要となる。</p> <p>⑥ 11 市民参画 「木更津市議会情報公開条例」の内容は公表されていない、要旨のみである。 この条例に基づいて情報公開するとの姿勢が上から目線である。 議会・委員会での議論を非公開にする理由は見当たらない。協議会も含めて傍聴並びに議事録の作成は基本である。 よって「議会情報公開条例の抜本の見直し」からはじめなければならない。 議会終了後も3ヶ月も後に「議会だより」などナンセンス。ホームページやタブレットに流せば事足りる事です。</p> <p>⑦ 16 市長等の説明 全くナンセンス。市長等に十分な資料と説明をと高飛車だが市長部局からの案件について議員は理解しているのか？ 実態はレクチャを承けているのではないのか？ 市民に早く情報を公開することが「市民にとって最良の参画」を実感するものである。</p> <p>⑧ 19 議会事務局の機能の充実 ・市民が「資料請求」してもほとんど提供しない。 ・本会議、特別委員会等の傍聴は「傍聴させてやる」という立場。 ・窓口の接遇も一般社会からかけ離れている。 用件を聞く姿勢がなく、イエスカノーの硬直化は類をみない。 提案資料を市民と共有しない風潮はどこから来るのか。 情報を市民に開示しない根拠は何処にあるのか。 機能の何を充実させるのか案では皆目分らない。 あえて言えば事務局は「議会の下請け」ではないか。 議員のための事務局？議会のために事務局？ 所掌事務の内容も含めて「住民との接点」を明確にして「窓口」としての機能を充実してほしい。</p> <p>● 議会に関する資料はできる限り早くホームページなどにアップして住民の分かるよう可視化してほしい。</p>	<p>・第7条に市長等への政策立案等、第11条に市民の参画について規定しました。本条例を運用していく中で、具体的な方策について、検討してまいります。</p> <p>・第11条に情報の公開を規定しましたが、細かい規定は木更津市議会情報公開条例条例及び規則で定めています。議会の活動を行っていく中で、今後も条例の見直し等を含め、進めてまいります。</p> <p>・第16条に、議会における基本的なルールとして、議会と市長等がともに政策等の方向性や課題等を認識できるよう規定しました。</p> <p>・第19条に議会事務局の機能の充実として規定しました。議会事務局は、議会の多岐にわたる事務等を行う機関ですので、今後も機能の充実について、検討してまいります。</p> <p>・第7条に市長等への政策立案等、第11条に市民の参画について規定しました。本条例を運用していく中で、具体的な方策を検討していくにあたり、参考とさせていただきます。</p>

提出された意見	意見に対する市議会の考え方
<p>● 事務局周辺に議会に関するすべての案件が閲覧できる図書室を作ってほしい。</p> <p>⑨ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質問時間が1時間の根拠 質疑応答で1時間では1問1答の部分が充実しない。 早く終わってしまう議員もいるのだから適宜応用できるのでは？ ・ 「議会だより」の発行を早くしてほしい。 ・ 議員ポストの活用、江戸時代の意見箱のようなものにしたらどうか、 等々 本来ならば「案分・対案」まで提案出来ればよいのですが、力量不足のため、「思いを中心に」意見をまとめてみました。 <p>最後に、この意見公募がアップされたのも遅く、ほとんどの市民は知りません。まして内容になれば99%の方は知らないと思います。 (27日公民館公開30日意見〆切りなんて神業ですよ) このような小さな所からの改善が実は求められているのではないのでしょうか。 蛇足ながら「何人の議員がこの条例を住民に知らせ、意見をくみ上げたのでしょうか」。 以上簡単ですが意見を申し述べます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第7条に市長等への政策立案等、第11条に市民の参画について規定しました。本条例を運用していく中で、具体的な方策を検討していくにあたり、参考とさせていただきます。 ・ 条例では細かい規定は行いませんが、基本的な事項を規定しましたので、今後効果的な運用について、検討してまいります。 <p>・ 予定どおりの期間で意見公募できるよう、ホームページへの掲載及び公民館へ資料配置をしましたが、皆様の目に付きにくい等、改善すべき点がございました。ご意見を参考に改善に努めてまいります。</p>